

インフルエンザ・新型コロナ

予防接種費用の一部を助成します

和寒町立診療所で接種する場合

和寒町に 住民登録がある方		生後6か月～18歳※ ¹	19～64歳	65歳以上
インフルエンザ (接種費用) 3,300円	▶ 窓口負担額 ▶	1,300円※ ³	3,300円 妊婦の方 1,300円※ ³	1,300円※ ² ※ ³ 定期接種
新型コロナ (接種費用) 15,300円		15,300円 診療所では12歳から接種できます (11歳までのお子さんは、接種不可)		6,200円※ ² ※ ³ 定期接種

*接種費用の助成対象部分には色付きの網かけにしています。(金額は助成後の金額です)

*接種回数:1回接種。ただし、インフルエンザ予防接種をする生後6か月から12歳の方は2回接種。

※¹ インフルエンザ予防接種をする18歳の方は「高校3年生相当年齢(H20.4.2～H21.4.1 生まで)の方」が助成対象となります。

※² 60歳～64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方は、助成対象となります。

※³ 生活保護受給者の方は無料で接種を受けられます。

接種希望される方は、事前に和寒町立診療所(電話 32-2103)へ申込みしてください。

接種実施期間

インフルエンザ : 令和8年10月5日～令和8年12月末まで
新型コロナ : 令和8年10月6日～令和9年3月31日まで

町外の医療機関で接種した場合

接種費用助成対象に該当する和寒町民の方で、やむを得ない理由で、町外医療機関で接種した場合は、一度全額お支払いいただいてから保健福祉センターで払い戻しの申請を行っていただきます。(接種料金は実施医療機関ごとに異なります。)

払い戻し申請期限は令和9年3月31日までです。期限を過ぎますと払い戻しできませんので、ご注意ください。

インフルエンザワクチン	種類	新型コロナワクチン
2,000円※ ⁴ まで 接種費用から自己負担額の1,300円を差し引いた額	払い戻しの 上限額	9,100円※ ⁴ まで 接種費用から自己負担額の6,200円を差し引いた額
<<払い戻しの手続きに必要なもの>> ・領収書 ・予診票のコピー・印かん(スタンプ印は不可) ・振込口座の確認できるもの(通帳の写し等) ・(妊婦のみ)母子健康手帳		

※⁴ 生活保護受給者の方は、払い戻し上限額無しで、接種費用全額をお支払いします。



これらのワクチンは個人の予防目的で行われるものです。

効果や副反応など内容をよく確認し、自らの意思と責任に基づいて接種を受けてください。



問い合わせ先 和寒町保健福祉センター保健係(☎32-2000)